

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長及び和歌山市教育委員会から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和2年9月2日

和歌山市監査委員	森	田	昌	伸	
同	上	柳	野	純	夫
同	上	芝	本	和	己
同	上	中	塚	隆	

包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

令和2年9月2日

和歌山市監査委員

和行経第30号
令和2年 8月19日
(2020年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部課等名	頁
<p>1 市全体の公共施設マネジメントに対する結果及び意見</p> <p>(3) 個別施設計画の実効性を担保するための取組に関する事項</p> <p>イ 公共施設等総合管理計画の改訂を見据えた検討について</p> <p>改訂指針の中で、「総合管理計画は、策定・改訂の検討時点において把握可能な公共施設等の状態（建設年度、利用状況、耐震化の状況、点検・診断の結果等）や取組状況（点検・診断、維持管理・更新等の履歴等）を整理し策定されたいこと。また、総合管理計画の内容については、策定後も、総合管理計画及び個別施設計画の策定に伴い実施する点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であること」と記載されている。</p> <p>平成30年4月23日に総務省が開催した、「公共施設等総合管理計画の更なる推進に向けた説明会」で配布された資料においてPDCAサイクルのイメージ図が示されており、個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額も含め、平成33年度までに公共施設等総合管理計画を改訂することが求められている。</p> <p>個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費見込みや対策による効果額については、経費だけでなく財源見込みも記載することとなっている。</p> <p>当然のことながら、公共施設等総合管理計画の改訂は個別施設計画に基づいて行うため、個別施設計画策定の段階で、経費だけでなく財源まで見込んでおくことが望まれる。その上で、財政見通しに組込んで、投資計画と財政計画のすり合わせを行っていくことが有効である。</p>	<p>和歌山市公共施設マネジメント基本方針改訂の際には、総務省からの指針の改定及び説明会資料に沿った内容に改訂します。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>35</p>
<p>(4) 個別施設計画の策定体制に関する事項</p> <p>ア 公共施設マネジメント専門部署の設置について</p> <p>基本方針は管財課内に平成26年4月1日に設置された資産経営推進班（班長以下班員2名）が中心となって策定された。策定後、資産経営推進班は解散しており、現在は財産管理活用班が「公有財産の管理及び活用の総括に関すること」、「市有施設の老朽化対策及び未利用地対策の推進に関すること」といった事務を担っている。</p> <p>しかし、財産管理活用班にはこれらの他に13の事務があり、主務者、補助者ともに複数の事務を兼務している状況である。他課が所管している公共施設に関する既存計画の内容や新たな計画等の検討状況は十分に熟知しておらず、今後の公共施設の在り方検討を中心となって推進していく体制にないとのことである。そのため、公共施設の状況は、固定資産の異動報告等で事後的に把握しているのみといった状況である。</p> <p>公共施設マネジメントは財政局の重点施策として位置付けられているが、現在の状況を踏まえると、個別施設計画策定の進捗を管理し、計画間の調整を行っていくには体制が不十分であるため、専任組織を設置することを検討されたい。また、先に述べたとおり、今後は公共施設マネジメントと財政運営は一体的に行い実効性を高めていくことが重要であるため、財政的な観点を持って取組を推進していくことが可能な組織体制とすることが望まれる。</p>	<p>財政運営の観点を持った実効性の高い公共施設マネジメントに取り組むことができるよう、適切な人員配置を含め、効率的な組織体制の構築に向けた検討を進めます。</p>	<p>総務局 企画部 行政経営課</p>	<p>37</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>イ 公有財産利活用等検討委員会の役割について</p> <p>公有財産利活用等検討委員会は主に普通財産の利活用の検討の場であり、公共施設マネジメントを主導していく役割は果たしていない。当委員会が、個別施設計画の策定の拠り所となる方針の協議・決定の場となり、公共施設マネジメントを主導していく役割を果たしていくことが望ましい。</p>	<p>施設管理担当課が個別施設計画の策定を進める過程で公有財産利活用等検討委員会が計画策定の議論の場となるように、委員会事務局である管財課が体制作りを整えていきたいと考えています。</p> <p>また、個別施設計画だけでなく公共施設マネジメント推進に寄与する委員会にしていきたいと考えています。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>38</p>
<p>(5) 施設規模適正化の数値目標に関する事項について</p> <p>ア 保有面積の縮減目標の明確化について</p> <p>公共施設等総合管理計画の策定・改訂にあたっては、計画の実効性を確保するため、計画期間における公共施設等の数・延べ床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定するなど、目標の定量化に努めることとされている。定量的な目標は、計画期間内で定めたPDCAサイクルの期間ごとに、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に必要なためである。</p> <p>基本方針には、「本市は今後30年間で保有面積を19.9%縮減すれば、財政的に持続可能であると推計されます」と記載されているが、この推計結果を「念頭に」公共施設マネジメントを進めていくとの曖昧な記載にとどまっており、縮減目標として明確に謳っているわけではない。</p> <p>もちろん、この推計は極めて簡易な方法により行われているため、その方法で算出した19.9%という数値が独り歩きすることも適切ではない。そのため、財政との整合性を持った目標として明確化することが望ましい。</p>	<p>30年間で保有面積19.9%縮減を数値目標としているが、基本方針の策定後に更新された施設が一部あり、財政状況も変動しています。基本方針見直しの際には基礎データを精査し、財政との整合性を考慮した明確な目標を定めます。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>38</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>イ 施設類型別の縮減目標の明確化について</p> <p>個別施設計画を策定するためには、施設類型別の縮減目標を明確化する必要がある。しかし個々の施設類型だけを見ては公共施設全体の縮減目標をどのように施設類型別に配分していけばよいのか検討することは難しいと言える。地域別やまちづくりといった広い視野を持たなければ、何をどれだけ縮減できる可能性があるのかが見えづらいためである。</p> <p>複合化による縮減を例に取れば、これは地域別の視点で親和性のある施設同士の老朽化状況等を検討することによって初めて見出せる可能性があり、民間施設の活用による縮減を例に取れば、これは官民の枠を越えて検討することによって初めて現れる選択肢である。</p> <p>施設類型別の縮減目標を明確化するにあたっては、全庁体制で検討を行うことが必要となる。現状の個別施設計画策定プロセスの見直しも検討し、個別施設計画の指針となる再配置方針等を策定し、その中で公共施設全体の縮減目標を施設類型別に配分していくのが望ましい。</p>	<p>施設類型別の縮減目標については、公共施設マネジメント基本方針の改定の際に実施していきます。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>39</p>
<p>ウ 縮減目標のアップデートについて</p> <p>縮減率19.9%という数値はあくまで策定時のものであり、固定的なものではない。したがって、目標算出の前提が大きく変化した際には見直すべきであり、平成33年度の基本方針の改訂時がひとつの目安となるが、改訂が個別施設計画をベースとすることを踏まえると、個別施設計画策定の前段階で、目標の妥当性を検討することが望ましい。</p>	<p>縮減率19.9%は30年後の目標値であり、各々の個別計画では個々の数値が設定されてくると考えています。これらを踏まえ全計画を精査し令和3年度の基本方針の改定の際に見直しを実施します。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>40</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(6) その他の事項</p> <p>エ 施設評価に用いる稼働率について</p> <p>施設評価にあたって施設利用度を考慮すべき施設については、施設評価に際して本来必要な「施設がどの程度利用されているか」を示していない「施設管理システム」の稼働率を用いることは適切とはいえず、今後の施設管理に求められる意思決定に使用することが困難な指標であると考えられていることから、各施設管理担当課において把握している稼働率データを用いるべきである。</p>	<p>施設利用度を考慮すべき施設の再構築や複合化などを検討するときは、各施設管理担当課において把握している稼働率データの提示を得て検討を進めます。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>44</p>
<p>オ ネーミングライツの活用について</p> <p>指定管理者制度導入施設については募集要項においてネーミングライツに関する提案を求める等の工夫をすることも検討されたい。</p>	<p>公有財産利活用等検討委員会において平成30年度にネーミングライツの専門部会の設置の承認を得て、関係課と共にネーミングライツ導入の検討を行い、公用車と歩道橋について広告掲載事業を実施することになりました。公用車広告については管財課が平成31年4月に募集し6月に実施しました。歩道橋については令和2年度中に道路管理課が実施の予定です。コミュニティセンターなどの建築物については、ヒアリングにおいて興味を示す事業者がいませんでしたが、引き続き導入に向けて手法を検討していきます。</p>	<p>財政局 財政部 管財課</p>	<p>44</p>

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>5 市民文化系施設</p> <p>(2) 施設の所管と管理運営の不整合について</p> <p>和歌山市南出島地区集会所、和歌山市北出島・有家西集会所、和歌山市新中島地区集会所及び和歌山市有家地区集会所の各集会所施設の所管と管理運営については、平成22年度の定期監査による指摘から8年が経過しているにもかかわらず、建設された経緯と今後の建替えを含めた老朽化対策を考慮し、建設した保険総務課と、管理している自治振興課との間で現在も解消に至っていない。</p> <p>現在、上記施設は、自治振興課所管の和歌山市地区会館条例（昭和48年条例第24号）に既に登載されている施設であり、地区住民の福祉の向上を図るための公の施設である。集会所は地区住民の自治振興に寄与するための施設であり、現在、自治振興課が地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項から第11項に規定する「指定管理者」を地元自治会に対し導入しており、事実上の運営・管理は全て自治振興課で事務手続きが実施されている。</p> <p>同様の施設は保険総務課の所管するものを含め合計9施設存在しており、それぞれの建設された経緯と、地区住民が建設する本来の集会所施設の在り方を踏まえ、今後課題となる施設の老朽化に伴う大規模修繕や、建替え費用の負担について、和歌山市事務分掌条例（昭和51年条例第1号）及び和歌山市行政組織規則（平成15年規則第13号）といった各規程との整合性を図りつつ早急に市としての方向性を決定し、現在の所管と管理運営の状況の不整合について解消することが望まれる。</p>	<p>それぞれの施設の現在の所管と管理運営の状況の不整合については、施設が建設された経緯と、地区住民が建設する本来の集会所施設の在り方や、各規程との整合性を踏まえながら、解消に向けて調整します。</p>	<p>総務局 企画部 行政経営課</p> <p>市民環境局 市民部 自治振興課</p> <p>健康局 保険医療部 保険総務課</p>	74
<p>6 社会教育系施設</p> <p>(1) 博物館における指定管理者制度の活用について</p> <p>これまで集客への取組が不足していたことが、大幅に赤字が生じている原因とのものである。今後施設を維持するにあたり、学芸的なものについては市が管理し、ハコモノの管理については委託業者に委託する等、指定管理者制度の利用等民間の力を活用して収支の改善を図るべきである。</p>	<p>令和元年度から引き続き、市民により親しまれる博物館づくりを目指すべく、今後の取り組み、施設の機能のほか、管理運営の在り方、来館者増への方策などを博物館の「基本計画」として策定中です。それに基づいて、民間ノウハウの活用や収支改善の方法について検討したいと考えています。</p>	<p>産業交流局 文化スポーツ部 文化振興課 (博物館)</p>	77

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>7 スポーツ・レクリエーション系施設</p> <p>(1) スポーツ・レクリエーション系施設の指定管理について</p> <p>現状、体育館を管理している所管課はスポーツ振興課と公園緑地課に分かれている。体育館という機能に着目して包括的に指定管理者への委託を実施していくことが望まれる。また、施設機能の観点から一定の方針を示すことができるため、担当課の枠組に限らない一体的な個別施設計画の策定が有効と考えられる。</p>	<p>包括的な指定管理者への委託について、現在は同一の指定管理者による管理が行われているため、結果として包括的な運営が実現できております。包括的な委託についても、指定管理の公募時期が異なる等の課題がありますが、今後も検討を続けていきます。また公園緑地課が所管する東公園体育館に関しては、公園の長寿命化計画を策定した際に、併せて体育館の個別施設計画も策定しているため、他の体育館と一体的に個別施設計画を策定することは出来ませんが、他の体育館の計画策定の際には、内容を踏襲するなど方針を揃えるように努めます。</p>	<p>産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課 都市建設局 都市計画部 公園緑地課</p>	82
<p>10 産業系施設</p> <p>(1) 善明寺大型共同作業場について</p> <p>稼動していない期間が長ければ、より一層建物の老朽化も進んでいくことから、協力企業を見つけて施設の利用ができるように運営委員会に促すこと、施設の利用目的の変更等、地域住民の利用を見据えた検討を行うことが望まれる。ただし、効果的な利用が見込めなければ廃止という選択肢を検討することも考えられる。</p>	<p>地域の状況を踏まえ、協力企業の誘致や施設の有効活用を運営委員会と協議・検討していきます。</p>	<p>産業交流局 産業部 商工振興課</p>	97

和 教 政 第 3 0 0 号
令和2年 8月19日
(2020年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 富 松 淳

包括外部監査結果に基づく措置状況の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

包括外部監査結果に基づく措置状況（監査実施年度：平成30年度）

〔監査テーマ〕 公共施設マネジメントに関する財務事務の執行について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>2 学校教育系施設</p> <p>(3) 長寿命化計画の策定について</p> <p>今後の施設マネジメントの観点から市民に対し、今後の施設の在り方を示すために個別施設計画は重要である。したがって、市は速やかに各施設の概況を把握し個別施設計画を策定すべきである。</p>	<p>令和2年度は学校施設に係る個別施設計画について、文部科学省が地方自治体に求めている提出期限となっており、令和2年度中に同計画を策定する予定です。</p>	<p>教育委員会事務局 教育学習部 教育政策課 教育施設課</p>	<p>51</p>